

建築基準法・建築物省エネ法改正に係る
各種申請手続きを個別サポート！

相談**無料**

山梨県建設技術センターに

「建築士サポートセンター」

開設します！



令和4年6月17日に公布された改正建築基準法・改正建築物省エネ法により、令和7年4月から、旧4号建築物の構造審査等が始まります。また、原則全ての建築物の新築・増改築時における省エネ基準への適合が義務化されます。

<サポート内容>

- 新2号建築物に関するアドバイス
 - 確認申請図書の作成アドバイス
(壁量計算・省エネ仕様基準)
 - 建築物エネルギー消費性能適合性判定
(省エネ適判)の手続きアドバイス
- ※これらは基準への適合性を確認するものではありません。**

<流れ>

お申込み

↓
サポート内容確認

↓
サポート日時連絡

↓
サポートの実施

<申し込み方法>

裏面申込用紙を下記提出先へご提出ください。

提出先：公益社団法人 山梨県建設技術センター
〒400-0805
山梨県甲府市酒折1丁目2075番2号
Tel 055-232-0527
Fax 055-221-3376

